

フレックス工期制について

1 「フレックス工期制」とは

「フレックス工期制」とは、発注者があらかじめ設定した全体工期内で、受注者が工事の始期・終期（契約工期）を決定できるものです。

2 「対象工事」は

「対象工事」には、入札公告等の「工事期間」に『この工事は、「フレックス工期制」による工事である。』と記載されています。

3 「発注者があらかじめ設定した全体工期」とは

入札公告等の「工事期間」に記載されている『契約締結日の翌日から平成〇年〇月〇日までの期間』が「発注者があらかじめ設定した全体工期」となります。

※契約締結日については、別添の「お知らせ（契約日について）」をご確認ください。

4 「契約手続」について

- ① 対象工事の落札決定通知を受領後、速やかに「工事の始期・終期」を設定してください。
※入札公告等の「工事期間」に『ただし、平成〇年〇月〇日までに工事を開始すること。』と記載されている工事は、必要により発注者側で「工事の始期」に制限を設けているもののため、ご注意ください。
- ② 契約準備のため、「工事の始期・終期」を設定後、下記連絡先まで連絡をお願いします。
【連絡先】稚内建設管理部入札契約課 TEL 0162-33-2551
- ③ 「工期申出書（様式1）」を作成し、契約時に提出してください。

【参考】

